

△第一、聯盟規約改正一件

廣嶽工務会提案

(番外十二) 協議會を大体言ひ多林ニ規約を有する所ヲ細則ニシテ補て有指ヲ申テ行テ意味不致シヤレド、具作案トシテハ委員ノ数ヲ會員ノ数ニヨリテ比例シテ定シ委員附托トシテ之方面カラ出来得ルカヲ多數ニ選出シテ此ヲ此処ニ逐條協議セ

議長

二三通議

委員附托ニシテ調査シ其結果ヲ後日通知ス

(一) 今口中ニ出来ルカ

(番外十二)

委員ノ金ニテ間ニアツキガ書面ニカキテヤリ得ルカラ若支十イ

(十八) 加盟組合毎ニ名選定スルト言フハ所屬團作不選定等

ニルカ、此処ニ逐條協議スルヲ示アルカ

(番外三) 當時規則ノ制定ヲシテ人ノ内ニモ其ノ解釋ヲ果シテ居テ

大知ト委員居ルニ累次権ガ下入ト下言フハ委員示アルト言フノト

支部代表ヲ補佐スル意味ニ於テ委員ハ副支部代表格示アルト云フ

ニシテ解釋ガアツタ、委員ヲ各支部代表ニ選挙スルノカ至當示ア

ルガ此ハ今回ヲ機會トシテ副支部代表トシ申共委員ノ分與トスルヲ

ハ各支部ニ委員ヲ委託スルト云フニ示テ決メラレル問題示アル選挙

母体ハ所屬團作示アル、副支部代表ヲ委員トシテノハ確力ニオカ

レイノ示アル

(十八) 聯盟規約ノ中ニ副ヲカニ有指ガアルト言フ示アルカラ今日

ノ修正選挙ハ出来ナイト云フ事如何

(番外三) 御尤多下ル所請便宜主義ニ此処ニ臨シ示アル支部